

## 環境配慮企業からの物品調達実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、府が発注する物品の調達に当たり、入札等の競争性、契約の公平性、適正な履行の確保及び予算の適正な執行に配慮しつつ、環境負荷の低減に積極的に取り組む企業等（以下「環境配慮企業」という。）の受注機会の拡大を図り、企業等の環境保全活動を促進するため、環境配慮企業からの物品の調達に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品の調達 物品の買入れ及び物品の製造の請負
- (2) 競争入札参加資格者名簿登載者 物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号。以下「入札参加資格審査要綱」という。）に基づく参加資格を有する者
- (3) 環境配慮企業 次のアからウまでのいずれにも該当する者であつて、第4条の規定による登録を受けたもの
  - ア 京都府内に本店、支店、営業所等を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。）
  - イ 競争入札参加資格者名簿登載者であつて、京都府と直接取引を希望する事業所として登録されている者のうち、次のいずれかに該当する者。
    - (ア) 国際標準化機構（ISO）の国際標準規格「ISO14001」の認証を取得している者
    - (イ) 一般財団法人持続性推進機構の認証登録制度「エコアクション21認証・登録制度」の認証登録を受けている者
    - (ウ) 特定非営利活動法人KES環境機構の環境認証「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の認証を取得している者
  - ウ 次条の規定による申請の日前1年以内に法令違反による行政処分等並びに府税及び社会保険料の滞納がない者

### (申請)

第3条 環境配慮企業の登録を受けようとする者は、環境配慮企業登録申請書（別記第1号様式）に前条第3号イに掲げる認証等（以下「環境認証等」という。）を証する書類の写しを添えて、知事に申請しなければならない。

### (登録等)

第4条 知事は、前条の規定による申請があつたときは審査を行い、適格と認めるときは環境配慮企業の登録を行う。

2 前項の審査の結果は、環境配慮企業登録申請結果通知書（別記第2号様式）により申請者宛て通知する。

3 競争入札参加資格者名簿登載者でない者が環境配慮企業の登録を希望するときは、当該登録申請と同時に入札参加資格審査要綱第5条第1項の規定による申請を行うことができる。

### (登録資格の有効期間)

第5条 環境配慮企業の登録資格の有効期間は、入札参加資格審査要綱第9条に規定する参加資格の有効期間の範囲において、環境認証等の有効期間内とする。

(変更届)

第6条 環境配慮企業の登録を受けた者（以下「環境登録資格者」という。）は、登録内容に変更があったとき、又は環境認証等の変更若しくは更新を行い、引き続き環境配慮企業の登録を希望するとき、及び入札参加資格審査要綱第11条に規定する参加資格を承継したものが第2条第2号及び同条第3号に掲げる要件を満たし、承継資格に基づき環境配慮企業の登録を希望するときは、環境配慮企業登録変更届（別記第3号様式）に環境認証等の変更又は更新を証する書類の写しを添付して遅滞なく知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、登録内容の変更を行うことが適当であると認めた場合は、環境配慮企業登録変更通知書（別記第4号様式）により届出者宛て通知する。

(辞退届)

第7条 環境登録資格者は、次のいずれかに該当するときは、環境配慮企業登録辞退届（別記第5号様式）により遅滞なく知事に届け出なければならない。

- (1) 第2条第2号又は同条第3号に該当しなくなったとき。
- (2) 競争入札参加資格者名簿に登録された取引希望種目の営業を廃止したとき。
- (3) 第6条第1項に規定する環境認証等の更新がなされた場合において、引き続き登録を希望しないとき。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに環境配慮企業の登録を抹消する。

(登録資格の取消等)

第8条 知事は、環境登録資格者が次のいずれかに該当するときは環境配慮企業登録の資格を取り消すとともに、2年間を限度として当該登録の受付を停止し、環境配慮企業登録取消・受付停止通知書（別記第6号様式）により該当者宛て通知する。

- (1) 環境認証等の更新があった場合において、第6条第1項又は前条第1項に規定する届出がないとき。
- (2) 前条第1項第1号又は同項第2号に該当することが府の調査により判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが府の調査により判明したとき。

(環境配慮企業の公表)

第9条 知事は、環境配慮企業の登録又は取消等を行ったときは、環境登録資格者名簿を府のホームページ等で公表する。

(環境配慮企業の指名等)

第10条 知事は、環境登録資格者が取引を希望する種目に該当する物品の調達を指名競争入札により行うときは環境登録資格者から指名することができる。また、随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に該当する場合に限る。）により調達するときは予算の適切な執行に配慮しつつ、環境登録資格者と契約を締結することができる。

(契約要項の公表)

第11条 知事は、前条に規定する指名競争入札又は随意契約により契約を締結したときは、その契約要項を公表することができる。

(再委託等の禁止)

第12条 第10条に規定する入札等により受注した環境登録資格者は、原則として当該受注業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてならない。

(グリーン配送に関する宣言)

第13条 環境登録資格者は、「環境にやさしい配送宣言」「エコドライブ宣言」に積極的に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

- 1 この要領は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 この要領は、当分の間、出納管理局財産管理課が行う物品の調達に適用する。

(附則)

この要領は、平成18年3月10日から施行する。

(附則)

- 1 平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、当分の間、出納管理局入札課が行う物品の調達に適用する。

(附則)

- 1 平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、当分の間、総務部入札課が行う物品の調達に適用する。

(附則)

この要領は、平成23年12月26日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年3月25日から施行する。

(附則)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。